

1. 実施者及び協議会の名称

(1) 事業実施者：福井県、美浜町、若狭町ほか

(2) 実施者が属する協議会：三方五湖自然再生協議会

2. 自然再生事業の対象となる区域およびその内容

(1) 対象区域

三方五湖流域及びその周辺地域（地図参照）

(2) 三方五湖自然再生事業の実施内容

- 1) 湖岸等の自然再生事業
- 2) 湖と田んぼのつながり再生
- 3) 侵略的外来生物への対策
- 4) 三方湖におけるヒシへの対策
- 5) 環境に優しい農法の取組
- 6) 三方五湖を活用した環境教育
- 7) シジミのすむ湖岸再生



3. 事業実施による効果

- 1) 湖岸や河川の浅瀬や植生が再生され、ラムサール条約湿地の登録要件となった魚類や絶滅危惧種、漁業権魚種を含む多様な生物の生息環境、陸域と水域の生き物や物質の移動が再生し、生物多様性が回復する。
- 2) 在来魚類の田んぼでの再生を進め、他地域からの移植放流のみに依存しない漁業の再生と地域固有系統の魚の持続的な利用を行う。
- 3) 適正な侵略的外来生物を防除することにより、三方五湖に本来生息する動植物の増加が見込まれ、自然豊かな環境を取り戻すことができる。
- 4) ヒシ管理のあり方を解明し、生物多様性保全と湖利用の両立を図る。
- 5) 無農薬や減農薬など環境保全型農業の拡大と、ブランド農産物の生産拡大を図り、地域経済や人間活動の活性化、湖の水質浄化、生物多様性の保全再生への効果を高める。
- 6) 三方五湖の自然環境と文化資源を活用し、継続的、発展的な環境教育を展開することで、自ら進んで環境問題に取り組む担い手が育成され、賢明な利用の取組みが前進することが期待できる。
- 7) シジミの生息数の増加による水質浄化、シジミの水揚げ量の増加による産業の活性化により地域ににぎわいが生まれる。

4. その他自然再生の実施に関し必要な事項

(順応的アプローチの適用)

三方五湖自然再生実施計画に記載された事業は、事業実施計画の中で記載しているモニタリングにより、適宜効果の検証を行いながら、また、その経緯と結果は三方五湖自然再生協議会構成員と情報共有と合意形成しながら進める。

実際に自然再生事業を実施する中では、当初の計画では想定しえなかった事態が発生することも考えられることから、この自然再生事業実施計画も、中期・長期計画を立案しつつ、順応的に3年間を目安に取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行いながら事業を進めていく。